

# 関西大学吹奏楽サークルB i s 規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本団体は、吹奏楽サークルB i s と称する。

第2条 本団体の通称をB i s とする。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本団体は、団体構成員の各々が楽器の技術を向上させ、互いに切磋琢磨し、合奏をすることや事業に参加することによって吹奏楽を通じて音楽を楽しむことである。また、積極的に地域と交流し、地域の発展、そして関西大学の発展に貢献する。

### (事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関西大学、また関西地域に於ける吹奏楽の普及と発展に関すること。
- (2) 吹奏楽を通じての団体構成員相互の親睦を深めること。
- (3) その他目的達成に必要な事業に関すること。

## 第3章 団体構成員

### (団体構成員資格)

第5条 1, 本団体の団体構成員は、原則として次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 関西大学内外を問わず吹奏楽が好きであり、且つ吹奏楽をする意思のある者。
- (2) 練習あるいは事業に積極的に参加できる者。
- (3) 定められた会費を納めることのできる者。

2, 第1項の団体構成員資格を有する団体構成員が他団体での活動を主としながら本団体の活動をも行う場合は、本団体の活動に支障を来さないことを条件に本団体への入会を認めるものとする。

### (会費等)

第6条 団体構成員は、次に定める入会金及び会費を納めなければならない。

会費 2000 円/月

但し、臨時徴収を行う場合がある。

全体での賛成が認められた場合に関しては書面なく減額を行う。

### (団体構成員資格の喪失)

第7条 1, 団体構成員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会 自己の意思をもって本団体を退くことをいい、第5条の条件を満たす場合には再び入会することができる。

(2) 除名 自己の意思に関わらず退くことをいい、基本的には再び入会することはできないが、特殊な場合のみこの限りでない。

対象となるのは3ヶ月間会費の支払いが滞った者とする。その期間が経過した時点で代表、または副代表から連絡を入れる。それから1ヶ月間が経過した時点で、会費の支払いがない、または連絡がない場合は、除名とす

る。

(3) 死亡

2, 前項第2号の除名は次の各号の一つ以上に該当する場合とし、役員会議において出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

- (1) 本団体の名誉を著しく損なう行為があったとき。
- (2) 本団体の規約その他違反行為があったとき。
- (3) その他社会的に不都合な行為等があったとき。

(休会利用資格)

第8条 1, 本団体の団体構成員であり、活動意欲があるにも関わらず、やむを得ない事情で休会を申し込む者とする。原則として、各号の全てに該当する事を条件とする。

- (1) 休会期間中、本団体の全てのサークル活動に参加することが不可能であると判断できる者。期間は目安として1ヶ月から1年以内とする。
- (2) 休会期間中、本団体の全てのサークル利用施設を使用することが不可能であると判断できる者。期間は目安として1ヶ月から1年以内とする。
- (3) 休会期間終了後、サークル活動に復帰する意志があると判断できる者。

2, 前項を有する団体構成員は、休会期間中、以下の内容を優遇する

- (1) サークル費の免除
- (2) 希望者へのサークル活動情報の連絡(メーリス配信の継続)
- (3) 全体会議における委任出席
- (4) 楽器貸与者への復帰時の楽器保証

3, 本団体の団体構成員が、利用資格を有するかの判断は、代表、副代表、及び関係者の同意を持って決定する。

4, 休会を利用した者が、期間を過ぎても復帰する見通しがないと判断した場合、第7条第2号の除名に従うものとする。

(減額利用資格)

第9条 1, 本団体の団体構成員であり、活動意欲があるにも関わらず、事情により活動に参加出来ない者とする。原則として、各号の全てに該当することを条件とする。

- (1) 相応の理由があり、1ヶ月以上継続してサークル活動に出席できない者。期限目安は、役員期間交代時までとする。
- (2) 期間終了後、サークル活動に復帰する意志があると判断できる者。

2, 前項を有する団体構成員は、期間中以下の内容を優遇する

- (1) 会費 1000円/月の減額
- (2) 練習目的でのホール・施設の使用
- (3) 演奏以外の行事の参加
- (4) ホール倉庫の使用

3, 制度利用者は練習時間内のサークル活動への参加を原則禁止とする。

4, 本団体の団体構成員が、利用資格を有するかの判断は、代表及び関係者の同意を持って決定する。

5, 制度利用者は月ごとに各パートリーダーに会費の支払いを行うものとする。支払いが困難な場合、その旨を伝えることとする。支払いが滞る、もしくは、連絡が取れなくなった場合、復帰する見通しがないと判断し、その月から第7条第2号の除名に従うものとする。

#### (引退、仮引退)

- 第10条 1, 本団体の団体構成員は、3年生の定期演奏会後に引退制度利用、仮引退制度利用、退会のいずれかから1つを選択することができる。
- 2, 引退制度及び仮引退制度は、次期会長に引退届、もしくは仮引退届を提出することによって利用できる。

#### (引退制度利用資格)

- 第11条 1, 本団体の団体構成員であり、3年生の定期演奏会後に引退する者とする。
- 2, 引退制度利用期間は3年生の定期演奏会翌日から卒業までとする。
- 3, 引退制度利用者は、制度利用期間中会費の支払いを免除される。
- 4, 引退制度利用者は、制度利用期間中、以下の内容を禁止される。
- (1)本団体の行事の参加
  - (2)楽器保管を含めた施設の利用

#### (仮引退制度利用資格)

- 第12条 1, 本団体の団体構成員であり、3年生の定期演奏会後に仮引退する者とする。
- 2, 仮引退制度利用期間は3年生の定期演奏会が開催される月から最長で4年生の定期演奏会が開催される月までとする。
- 3, 仮引退制度利用者は、制度利用期間中、在籍料として500円/月を納めなければならない。在籍料は活動復帰時、もしくは4年生の定期演奏会が開催される月に経理に一括で支払うものとする。
- 4, 仮引退制度利用者は、以下の内容を優遇する。
- (1)楽器保管、練習目的での施設の利用
  - (2)本団体への活動復帰
- 5, 仮引退制度利用者は、制度利用期間中本団体の演奏行事及び合奏練習の参加を禁止される。
- 6, 仮引退制度利用者は、以下の内容をもって本団体のサークル活動に復帰することができる。
- (1)現役会長への復帰届の提出
  - (2)現役経理への仮引退制度利用期間中の在籍料の支払い
- 7, 仮引退制度利用者は、活動復帰後以下の内容を優遇する。
- (1)会費1000円/月の減額
  - (2)演奏行事及び合奏練習の参加

## 第4章 役員

### (役員)

- 第13条 本団体に次の役職者を置く。
- (1)会長 1名
  - (2)副会長 3名以内
  - (3)渉外 3名以内
  - (4)渉内 3名以内

- (5) 経理 2名以内
- (6) 総務 2名以内
- (7) 備品管理 2名以内
- (8) 楽譜管理 2名以内
- (9) 広報 2名以内
- (10) 指揮者 3名以内

(役員を選出)

- 第14条 1, 役員は、団体構成員の中から全体会議で選出する。
- 2, 任期中に役員の過半数が業務遂行不能となった場合は、臨時全体会議を開催して補充しなければならない。

(会長及び副会長の職務)

- 第15条 1, 会長は、本団体を代表し業務を統括する。
- 2, 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ役員会議が指名した順序で、その職務を代理する。

(役員任期)

- 第16条 1, 本団体の役員任期は、1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2, 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。
- 3, 役員は、再任されることができるものとする。

(役員解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、役員会議において出席役員の3分の2以上の同意をもって解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

## 第5章 会議

(会議)

- 第18条 1, 本団体の会議は、全体会議及び役員会議とする。
- 2, 会議は、その構成員の過半数の出席（委任出席を含む。以下同じ。）をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。
- 3, 議長は、各会議の出席者の中から互選により選任するものとする。

(全体会議)

- 第19条 1, 全体会議は、本団体の最高意思決定機関で、本団体の団体構成員で構成し、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時全体会議を招集することができる。
- 2, 前項に定めるほか、役員過半数若しくは団体構成員過半数から会議の目的事項を示して請求のあった場合は、会長は速やかに臨時全体会議を招集しなければならない。ただし、この臨時全体会議が成立しない場合は、役員会議において内容を審議し、次の全体会議までの間仮執行することができる。
- 3, 全体会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 規約の改正
  - (2) 役員選任

- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他必要と認められた重要事項

(役員会議)

- 第20条 1, 役員会議は、全体会議に次ぐ意思決定機関及び業務執行機関で、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 2, 第1項に定めるほか、役員会議の過半数又は団体構成員の過半数から役員会議の招集の請求があった場合は、会長は速やかに役員会議を招集しなければならない。
- 3, 役員会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 全体会議に付議する議案に関する事項
  - (2) 会務の執行に関する重要な事項
  - (3) その他役員会議において必要と認める事項

(議事録)

- 第21条 1, 本団体の会議では議事録を作成するものとする。
- 2, 議事録及び全体会議資料、並びに団体構成員名簿は、総務がこれを保存するものとする。

## 第6章 組織

(委員会等)

- 第22条 1, 本団体の業務遂行のため必要があるときは、役員会議の議決に基づき、委員会を置くことができる。
- 2, 委員会の名称、分担する事務その他必要な事項は、別に定める。

## 第7章 会計

(会計)

- 第23条 本団体の会計は、団体構成員からの会費、事業から生じる収入、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第24条 本団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、役員会議の議決を経て全体会議の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

- 第25条 1, 本団体の収支決算は、役員会議の議決を経て全体会議の承認を得なければならない。
- 2, 収支決算には、財産目録及び事業報告とする。

(会計年度)

- 第25条 本団体の会計年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

## 第8章 補則

(解散)

- 第26条 1, 本団体の解散は、全体会議において出席者による全会一致の議決を得るものとする。

2, 本団体の解散に伴う残余財産は、全体会議の議決を経て、その処分を決定するものとする。

(補則)

第27条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年5月6日から施行する。